

飯山市補助金等交付基準

(目的)

第1条 この基準は、市が支出する補助金等について、補助金等の透明性、公共性及び公益性の一層の向上を図ることにより、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「補助金等」とは、市が、団体及び個人の行う特定の事務事業に対し、公益上必要があると認めた場合に、その事務事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、交付する給付金で、次に掲げるものをいう。

(1) 補助金 公益上必要性の高い活動において事業者等の自主性・任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、奨励的、助成的な趣旨も併せもつ資金援助的な給付金

(2) 交付金 市が委託した事務のうち、その性質上報償的に交付されるもので、一定要件の資金供与により事業者等が労力等の負担提供を伴いながら、協働により公共性・公益性の高い活動を展開するもので、政策誘導的な給付金

(3) 負担金 法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けるとして負担する給付金及び市が各種団体を構成する場合の必要経費として負担支出する給付金

(補助金等交付の基本方針)

第3条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、公益上必要性の高い場合に限られるものであり、その判断にあたっては、十分かつ客観的に妥当性があることを念頭に厳正に行うものとする。特に、次の各号に掲げるものについては、原則として補助金等の交付対象としないこととする。

(1) 本来、国・県・民間等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの

(2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確なもの

(3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの

(4) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの

(5) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの

(6) 次に掲げる市税等を滞納している者(世帯構成員全員)及び団体(法人)

ア 市民税

イ 固定資産税

- ウ 都市計画税
- エ 軽自動車税
- オ 国保税
- カ 入湯税

2 終期設定されている補助金・交付金は、原則、終期をもって終了する。

(補助対象外経費)

第4条 補助対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、負担金についてはこの限りでない。

- (1) 人件費 (交付金を除く。)
- (2) 交際費 (交付金を除く。)
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費 (交付金を除く。)
- (5) 懇親会費
- (6) 積立金
- (7) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

(市が支出する額)

第5条 市が支出する額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 補助金事業の評価は、公費の用途を重視するものであり、事業主体の裁量・自由度が高く、資金面に対する行政依存度も低いことから、市が支出する額はそれぞれの団体等の事業内容に応じ、原則補助対象経費の2分の1以内とする。
- (2) 交付金 交付金事業の評価は、公費の用途よりも事業効果を重視するものであることから、市が支出する額は定額又は一定の計算式により算出するものとする。
- (3) 負担金 負担金事業による効果のほとんどが行政効果と考えられることから、その活動にかかる資金は市が負担するものとし、市が支出する額は毎年度「補助金・負担金見直し検討委員会」で検討し、予算編成のなかで決定するものとする。ただし、負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるべきものを含むものについては、規則、要綱等を整備し、補助金的な事業にあつてはそれぞれの事業内容に応じ、補助対象経費以内、交付金的な事業にあつては、定額又は一定の算式により市が支出する額を明記するものとする。

(交付金事業の特例)

第6条 交付金事業については、事業効果に着目するものであることから、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 精算行為を必要としないものとする。
- (2) 交付金の交付に際し根拠法令等に定めないものについては、規則、要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。
- (3) 前号の規定による規則、要綱等の終期設定にあたっては、事業内容及び効果を考慮して定めるものとするが、特別な事情がない限り3年以内とする。
- (4) 事業を客観的に評価するため、毎年度、事務事業評価を義務づける(交付金事業については、原則2次経費扱いとする。)

(補助金等の分類)

第7条 補助金等の分類については、別表のとおりとする。ただし、原則として3年ごとに見直しを図るものとする。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合については、この基準を適用しないものとする。ただし、第3条の規定についてはこの限りではない。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 債務負担行為設定済みのもの
- (3) 国・県などの法律・条例等により別に定められているもの
- (4) 市が市以外の団体等と設立する事業実施のための協議会又は実行委員会形式のもの(毎年度継続して実施している事業にかかるものを除く)
- (5) 福祉給付的な補助金(扶助費的性質のもの)
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金等の公表)

第9条 補助金等については、毎会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を公表するものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1 補助金等の分類

1 補助金

<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員福祉共済加入補助金 ・消火栓放水器具等設置補助金 ・幹部団員研修費補助金 ・詰所トイレ水洗化補助金 ・消防団器具置場設置補助金 ・自主防災会育成強化補助金 ・飯山雪まつり事業補助金 ・共同集会施設建設補助金 ・部落解放同盟飯山市協議会補助金 ・長野犯罪被害者支援センター補助金 ・北信食品衛生協会育成補助金 ・北信調理師会育成補助金 ・生ごみ処理容器購入補助金 ・ごみ集積等施設整備補助金 ・人間ドック費用助成事業補助金 ・日赤奉仕団活動費補助金 ・被援護団体等補助金 ・社会福祉推進事業補助金 ・市身障協会活動補助金 ・老人クラブ補助金 ・通所サービス利用促進事業補助金 ・新事業移行促進事業補助金 ・地域移行支度経費支援事業補助金 ・精神障害者家族会育成補助金 ・通所者福利厚生補助金 ・初期救急体制維持補助金 ・こうのとり支援事業補助金 ・後期高齢者人間ドック補助金 ・野菜果樹振興対策補助金 ・優良堆肥助成事業補助金 ・流動活性化対策補助金 ・アスパラガス新植補助金 ・菜の花の里づくり事業補助金 ・改良区事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・市単小規模基盤整備事業 ・田直し事業補助金 ・中小企業団体中央会飯水支部補助金 ・戸狩商店街駐車場管理事業補助金 ・伝統産業振興販路促進事業補助金 ・工場用地等取得費補助金 ・工業団地整備補助金 ・商店街環境整備事業補助金 ・起業費補助金 ・職業訓練対策事業補助金 ・中小企業労務対策事業補助金 ・大阪市民スキー教室開催補助金 ・市単観光施設整備補助金 ・観光振興事業補助金 ・市民及び小中学生リフト券発行補助金 ・観光地域振興事業補助金 ・排雪作業補助金 ・景観形成事業補助金 ・花修景事業補助金 ・住宅屋根融雪化補助金 ・権利者委員会補助金 ・住宅屋根無雪化補助金 ・ふるさと回帰支援事業補助金 ・移住・定住支援住宅建設補助金 ・市母子福祉協会活動補助金 ・PTA保険加入事業補助金 ・中高連携教育補助金 ・国際交流事業補助金(中学校) ・青少年健全育成団体補助金 ・芸術文化月間開催事業補助金 ・第30回市民芸術祭開催事業補助金 ・大会等開催補助金 ・指定文化財補助金 ・市民芸術祭運営費補助金
--	--

2 交付金

<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費交付金 ・団本部、各分団等運営交付金 ・水防活動運営交付金 ・行政相談員交付金 ・無人駅維持事業交付金 ・区長会電話料交付金 ・集落合併交付金 ・悠久のふるさとづくり支援金 ・資源物回収助成金 ・民生児童委員協議会交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・検診交付金 ・産地づくり対策市単交付金 ・米の数量円滑化推進事業交付金 ・森林整備地域活動支援交付金 ・斑尾高原スキー場貸付交付金 ・斑尾高原駐車場貸付交付金 ・斑尾高原土地貸付交付金 ・飯山らしい教育交付金
---	--

3 負担金

<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員協議会運営補助金 ・食肉センター管理運営費補助金 	
--	--

※適用除外

<p>(1) 元金及び利子の補給事業に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子世帯厚生福祉資金貸付金利子補給金 ・農業近代化資金融資利子補給金 ・農業経営基盤強化資金利子補給金 ・中越沖地震農業災害融資利子補給金 ・経営安定資金利子補給金 ・勤労者住宅建設資金利子補給金 ・親子等同居住宅建設利子補給金 <p>(2) 債務負担行為設定済みのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所授産施設整備事業補助金 ・介護老人保健施設建設補助金 ・地域中核医療施設整備補助金 ・移住・定住支援住宅促進事業補助金(過年度分) <p>(3) 国・県などの法律・条例等により別に定められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成事業補助金 ・共同活動支援交付金 ・中山間地域農業直接支払交付金 ・強い園芸産地育成事業補助金 ・きのこ農業緊急支援対策事業補助金 ・産地生産拡大プロジェクト支援事業推進補助金 ・消費・安全対策交付金事業補助金 ・みんなで支える里山整備事業補助金 ・中小企業制度資金信用保証金 ・戸狩温泉活性化事業補助金 ・耐震補強補助金 	<p>(4) 市が市以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合調整員補助金 ・飯山・中野地すべり協議会補助金 ・有害鳥獣駆除推進協議会補助金 ・いいやま灯籠まつり事業補助金 ・千曲川シンポジウム開催補助金 <p>(5) 扶助費的補助金のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者「ふれあいバスハイク」事業補助金 ・人口透析患者通院費補助金 ・通所通園等交通費補助金 ・介護保険利用者負担軽減特別対策事業補助金 ・遠距離通園付添交通費補助金 ・幼稚園就園奨励費補助金 ・遠距離通学補助金(小・中) <p>(6) その他市長が特に必要と認めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線代替バス運行事業補助金 ・みゆき野ラインバス運行事業補助金 ・菜の花バス運行事業補助金 ・菜の花タクシー運行事業補助金 ・社会福祉法人社会福祉協議会補助金 ・シルバー人材センター運営補助金 ・老人福祉センター運営補助金 ・土地改良区事務費補助金 ・商工振興事業補助金 ・中退金特退金共済掛金補助金 ・観光案内所運営補助金(飯山駅) ・観光案内所運営補助金(戸狩駅) ・観光局運営補助金 ・飯水岳北交通安全協会補助金 ・交通安全指導員活動補助金 ・街灯電気料補助金 ・部活動ユニフォーム補助金 ・体育振興補助金 ・共育フェスティバル協力費補助金
---	---